

「第3次おもてなし山形県観光計画」(案) についての意見募集の結果

- 1 意見の募集期間 令和7年2月25日(火) から令和7年3月18日(火) まで
- 2 提出された意見の件数 40件(意見提出者3人)
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>『第2次おもてなし山形県観光計画～beyond2020～』に基づく取組状況(3～10ページ)に関し、現行の計画期間中の取組みを整理し、それを踏まえた「課題」を記載している。それぞれの課題を導き出すための基礎データ等があれば、より理解が深まると思う。</p>	<p>御意見をいただきました箇所については、それぞれの事業を展開する中において得た関係者等からの御意見や担当者が感じた課題感など、定性的な要素も含めた形で「取組実績等を踏まえた今後の課題」として整理したものです。</p> <p>なお、基礎データについては、「国内の現状」(12～17ページ)及び「本県観光産業を巡る現状」(18～34ページ)において整理しております。</p>
2	<p>「観光立県としての山形県のあるべき姿」(39ページ)に記載されている、「持続可能な観光地域」とはどういった内容か。</p>	<p>国連世界観光機関(UN Tourism)では、持続可能な観光について「訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光」と定義しております。</p> <p>本計画では、「持続可能な観光地域」について明確な定義付けはしておりませんが、上記の国連世界観光機関による定義等も踏まえつつ、一例を挙げれば、「観光消費額の拡大によって観光産業が経済活動として継続的に発展している状態」や「観光を通じた多様な人的・社会的交流が活発化することで、交流人口・関係人口の拡大に繋がり、地域社会としての維持・発展が継続的になされている状態」、「観光分野において貴重な財産である地域資源が、環境や社会文化をはじめとした様々な観点から、あらゆる関係者が一体となって未来に向けて維持・継承し続けている状態」など、長期的視点に立った上で、多様な切り口からの「観光立県としての山形県のあるべき姿」の総体としてお示ししているものです。</p>

3	<p>39 ページ下段の表のタイトルは、「将来の山形県における観光産業のあるべき姿（視点別の個別イメージ）」としているが、「観光地域」と「観光産業」との関係性を整理する必要があると思う。</p>	<p>本計画において、「観光地域」と「観光産業」のいずれについても明確な定義付けはしておりません。</p> <p>その上で、「観光地域」については、例えば、エリアとしての地域という意味のみならず、観光に携わる様々な関係者や組織を含めた地域コミュニティとしての機能等の意味も含めたものとして使用しております。また、「観光産業」については、例えば、宿泊施設や観光立寄施設、旅行業等における経済活動をはじめとした、産業としての観光の意味として使用しております。</p> <p>一方で、御意見をいただきました 39 ページ下段の表については、観光産業以外の要素も含まれていることから、タイトルを「将来の山形県における観光のあるべき姿（視点別の個別イメージ）」に修正いたします。</p>
4	<p>「観光立県としての山形県のあるべき姿」の3つの要素（観光消費額の拡大・多様な交流・地域資源の継承）と「施策の柱」「重点プロジェクト」との関係性はどうなっているか。特に、3番目の「地域資源の継承」の視点が薄いように感じる。</p>	<p>基本目標である「観光立県としての山形県のあるべき姿」については、長期的な視点に立った将来的なゴールとして設定しているものであり、御意見のありました各要素については、それぞれの「施策の柱」や「重点プロジェクト」と1対1の関係として整理しているものではありません。</p> <p>なお、御意見をいただきました「地域資源の継承」の視点の充実については、本計画に基づく具体的施策を検討・展開する上での参考とさせていただきます。</p>
5	<p>愛媛県大洲市では、城下町の街並みの保存、活用に向け官民連携の組織を立ち上げ、取り壊しが予定されていた住宅を活用した分散型のホテルへのリフォームを行ったり、高単価の宿泊施設の誘致を図るなど、欧米、香港・台湾等の旅慣れした知的的好奇心層にアピールしている。文化財を活用して稼ぐ方針のもと、まち全体で収益を上げる仕組みを作っている。</p>	<p>頂戴しました御意見については、本計画に基づく具体的施策を検討・展開する上での参考とさせていただきます。</p>
6	<p>政府の「地方創生 2.0 の『基本的な考え方』」においては、地域資源を活かした農林水産業、観光、文化・芸術の振興など、付加価値創出型の新しい地方経済の創生に取り組むことを示している。県内各地</p>	<p>頂戴しました御意見については、本計画に基づく具体的施策を検討・展開する上での参考とさせていただくとともに、本計画に基づいた施策展開による地方創生が図られるよう、取組みを進めてまいりま</p>

	で、観光面から地方創生に向けた取組みが展開されることを期待する。	す。
7	49 ページに掲載されている写真の説明中、「アドベンチャーツーリズム（白川湖水没林でのSUP体験）」について、観光事業者による取組状況を鑑み、「アドベンチャーツーリズム（白川湖の水没林でのカヌーツアー）」としていただきたい。併せて、写真についても変更をお願いしたい。	頂戴しました御意見のとおり修正・変更いたします。
8	本計画は、観光立国推進基本法に基づき定められている「観光立国推進基本計画」を参酌するものか。	政府の「観光立国推進基本計画」は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条に基づき定められているものです。一方、本計画は、おもてなし山形県観光条例（平成26年山形県条例第38号）第8条の規定に基づき定める、観光立国の実現に関する基本計画です。 そのため、根拠法令は異なりますが、計画（案）の17ページに『「観光立国推進基本計画」の策定』を明記するなど、本計画の策定に向けては政府の動向も参考にしております。
9	本計画と、政府の「観光立国推進基本計画」との位置付けはどのようなものか。	本計画は、おもてなし山形県観光条例（平成26年山形県条例第38号）第8条の規定に基づき定める、観光立国の実現に関する基本計画です。 一方、政府の「観光立国推進基本計画」は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条に基づき定められているものです。
10	「本県観光における課題の整理」（35 ページ）の表中に、「本県観光産業を巡る現状」（18～34 ページ）に記載されている（1）～（11）の項目番号を附番することはできるか。	35 ページに記載している「本県観光を巡る現状・課題の整理」については、「国内の現状」（12～17 ページ）及び「本県観光産業を巡る状況」（18～34 ページ）の内容を踏まえ整理したものであり、対応関係はあるものの、項目番号が一部重複するなど視覚的に煩雑となることから、項目番号は附番しないこととしております。
11	7 ページにおいて、「教育旅行について、コロナ禍に感染者数の少ない本県を旅行先としていた多くの学校が、コロナ禍前の旅行先に戻っている傾向にあるため、その状況から旅行先として本県を選んでも	教育旅行については、具体的施策中、「アウトバウンドや教育旅行等を通じた相互交流の拡大」（54～55 ページ）において、「将来、国内外の若者から本県が旅行先として選ばれるよう、農林や商工など他

	<p>らえるようになるためのプロモーションの強化が必要」とあるが、教育旅行は訪れた学生・生徒が将来リピーターや山形県のファンとなることに繋がるので、山形県の自然体験や農林水産業の体験をとおしたコンテンツや旅行商品の開発など対応を強化していただきたい。</p>	<p>部門とも連携しながら、本県ならではの体験型のプログラムの学習・開発・提供等を通して教育旅行の誘致強化を図るとともに、本県を訪れるリピーターを増やすことによって関係人口の拡大に繋げていきます。」としているところです。</p>
12	<p>国内のマーケットとして、関西以西の国内観光客の誘客も重要であり課題であると思料する。</p>	<p>関西以西の国内観光客の誘客については、具体的施策中、「主要空港を基点としたプロモーション・都市圏向けプロモーションの強化」(53 ページ)において、「人口規模の大きい都市圏からの誘客を促進するため、県外事務所を活用しながら、メディアミックス による情報発信や、交通機関・OTA 等と連携した旅行商品の造成、プロモーションを強化していきます。」としております。</p> <p>加えて、具体的施策中、「JRグループ等と連携した観光キャンペーンや各種大規模イベントに合わせたプロモーションの展開」(53～54 ページ)において、「令和7年の『やまがたフルーツ 150 周年』や『大阪・関西万博』等の大規模イベントを誘客のチャンスと捉え、農林など他部門とも連携しながら、それらを行程に組み込んだ旅行商品の造成や特別イベントの実施等による誘客を促進します。」としているところです。</p>
13	<p>「観光DXによる経営効率化・将来の本県観光産業を支える人材の育成」(37 ページ)に関し、5 ページに記載のある「自治体職員や観光関係者におけるデジタルリテラシーの向上に関する取組みが弱く、観光分野におけるデジタル人材の育成や輩出が進んでいない状況」、「日常業務の中において、データの分析や、当該分析に基づいた企画・立案を行うための仕組み(サイクル)が確立しておらず、データが活かしきれていない状況」、「行政と民間の間や、民間同士でのデータ共有が進んでいない状況」等も課題であると思料する。</p>	<p>本計画では、頂きました御意見も踏まえながら、具体的施策として、「DX推進による広域連携と観光デジタル人材の育成」(61 ページ)や、「『勘』や『経験』から脱却した、観光産業におけるデータドリブン経営の展開」(61～62 ページ)、「統計情報やデジタルデータのシェアリングとオープン化」(62 ページ)等に取り組んでいくこととしております。</p>
14	<p>「数値目標・参考管理指標」(40 ページ)と「将来の山形県における観光産業のあるべき姿(視点別の個別イメージ)」(39 ページ)との関連性はどのように整理されているか。</p>	<p>39 ページの本文中に記載のとおり、「観光立県としての山形県のあるべき姿(全体イメージ)」及び「将来の山形県における観光産業のあるべき姿(視点別の個別イメージ)」については、「『観光立県山形』の確立」を実現するため、長期的な視点に立った将来的なゴールとし</p>

		<p>て定めたものです。</p> <p>一方で、「数値目標・参考管理指標」については、40ページの本文中に記載のとおり、「観光立県としての山形県のあるべき姿」の達成を目指すにあたり、今後5年間の中期的な達成度や進捗度を確認するために設定しているものです。</p>
15	<p>「数値目標・参考管理指標」中の『「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定施設数』について、令和11年度の目標値を150件としているが、現状の全国21位から何位になることを目標とするのか。</p>	<p>参考管理指標における『「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定施設数』の目標値（150施設）については、令和6年9月30日時点での各都道府県における認定施設数等を参考に設定しておりますが、全国における具体的順位は目標値として定めておりません。</p>
16	<p>「山形県が世界に誇る地域資源を活用したツーリズム」（48～49ページ）に関し、「ラーメン県そば王国やまがた」や「鳥海山・飛島ジオパーク」、「ユネスコ食文化創造都市鶴岡」、「北前船寄港地・船主集落」は取り上げないのか。</p>	<p>「山形県が世界に誇る地域資源を活用したツーリズム」（48～49ページ）は、主なものを例示として列挙したものです。県としましては、御意見をいただきました各資源についても、本県が世界に誇る豊かな自然や食、地域に脈々と息づき継承されてきた歴史・文化等に包含される貴重な観光資源であると認識しており、こうした資源も活用しながら観光誘客を進めてまいりたいと考えております。</p>
17	<p>50ページに記載されている「『点』から『線』・『面』へ繋ぐ周遊ルートの開発」を促進するためには、二次交通の充実が必要と思料する。</p>	<p>二次交通の充実については、具体的施策中、「高付加価値旅行者や交通弱者を視野に入れた二次交通の充実」（55～56ページ）において、「鉄道・バス等の公共交通機関に加え、レンタカー、タクシー、自転車など多様な移動手段の充実を図ることにより、高付加価値旅行者や交通弱者を視野に入れた、観光客の円滑で快適な周遊を促進します。」としている他、「観光Ma a Sの導入促進・ライドシェアの導入等による移動手段の確保」（60ページ）において、「タクシー事業者の管理の下で自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスを提供する『日本版ライドシェア』及び市町村等が自家用車を活用して有償の旅客運送を行う『公共ライドシェア』の導入など、移動手段の確保に向けた取組みを進めます。」としております。</p>
18	<p>50ページに記載されている「『「地方における高付加価値なインバ</p>	<p>マスタープランの作成にあたっては、官民一体の組織である「やま</p>

	<p>ウンド観光地づくり」事業のモデル観光地への選定に関し、「マスタープラン」はどのように作成されるのか。</p>	<p>がたインバウンド協議会」の中に「高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン策定委員会」を設け、自治体、DMO、観光事業者、交通事業者、金融機関などの関係者を参集して複数回議論を行ったほか、ワークショップや専門家等の意見を聞く機会等を設け、幅広い意見を集約のうえ令和7年3月に作成いたしました。</p>
19	<p>政府が「観光立国推進基本計画」に掲げる「特別な体験の提供」「観光資源の磨き上げ」「訪日プロモーション」「多言語解説」「公共交通との連携強化」「MICEの推進」等については、山形県でも取り組まれるのか。</p> <p>公衆Wi-Fi環境を整備することで、旅行者が宿泊施設を選ぶ際のモチベーションがSNSでの情報が主となっている状況にも対応できるのではないか。</p>	<p>いただきました御意見の内容のうち、「特別な体験の提供」及び「観光資源の磨き上げ」については、具体的施策中、「山形の強みを活かした高付加価値旅行者層に通じる滞在型観光コンテンツ・ツーリズムの造成」(48～50 ページ)、「蔵王、銀山に続く新たな核となる観光地づくりの推進」(50 ページ)、「魅力ある観光土産品の開発促進と販売チャネルの充実」(50 ページ)、「潜在的可能性を持つ地域資源の観光コンテンツ化に対する理解促進」(51 ページ)、「異業種・学術機関等と連携した観光コンテンツの開発」(51 ページ)、「県域(国境)を越えた地域間連携・官民連携での広域周遊ルートの造成」(51 ページ)、「環境保全や地域文化継承など持続可能性を考慮した観光コンテンツの開発」(63 ページ)、「障がい者や高齢者も楽しめる観光コンテンツの開発」(63 ページ)等において取り組むこととしております。</p> <p>「訪日プロモーション」については、具体的施策中、「ターゲットの属性や嗜好に基づいた国内外への情報発信の強化」(51～52 ページ)、「インバウンド重点地域の設定・海外高付加価値旅行者層に精通する旅行会社等とのコネクション形成と情報発信ツールの活用」(52～53 ページ)、「主要空港を基点としたプロモーション・都市圏向けプロモーションの強化」(53 ページ)、「JRグループ等と連携した観光キャンペーンや各種大規模イベントに合わせたプロモーションの展開」(53～54 ページ)、「羽田乗継・他県空港との連携による県内空港の利用促進、国際チャーター便、外航クルーズ船の誘致」(54 ページ)、「農林水産・商工等の異分野や関係機関・地域と連携した海外向けプロモーション・魅力発信の強化」(54 ページ)、「アウトバウンドや教育旅行等を通じた相互交流の拡大」(54～55 ページ)等において</p>

		<p>取り組むこととしております。</p> <p>「多言語解説」については、具体的施策中、「観光事業者の高付加価値化に向けた取組みの支援」(56 ページ)、「デジタルデバイスやアプリケーションを活用したバリアフリー・多言語対応」(64 ページ)、「多言語案内表記の整備充実」(66 ページ)等において取り組むこととしております。</p> <p>「公共交通との連携強化」については、具体的施策中、「JRグループ等と連携した観光キャンペーンや各種大規模イベントに合わせたプロモーションの展開」(53～54 ページ)、「道路交通網をはじめとする社会資本整備の促進」(55 ページ)、「高付加価値旅行者や交通弱者を視野に入れた二次交通の充実」(55～56 ページ)、「東北のハブ空港である仙台空港との連携強化・アクセス向上」(56 ページ)、「本県インバウンドの新たな玄関口となる新潟空港との連携強化」(56 ページ)、「観光MaaSの導入促進・ライドシェアの導入等による移動手段の確保」(60 ページ)等において取り組むこととしております。</p> <p>「MICEの推進」については、具体的施策中、「MICEの誘致推進」(64 ページ)において取り組むこととしております。</p> <p>また、公衆Wi-Fiの整備については、具体的施策中、「観光事業者の高付加価値化に向けた取組みの支援」(56 ページ)、「観光関連施設等におけるWi-Fi環境やキャッシュレス環境の整備促進」(60 ページ)等において取り組むこととしております。</p>
20	<p>「蔵王、銀山に続く新たな核となる観光地づくりの推進」(50 ページ)に関し、「ラーメン県そば王国やまがた」や「鳥海山・飛島ジオパーク」、「ユネスコ食文化創造都市鶴岡」、「北前船寄港地・船主集落」などの観光資源は、観光客の分散・周遊の促進に資するものにならないか。</p>	<p>県としましては、御意見をいただきました各資源についても、本県が世界に誇る豊かな自然や食、地域に脈々と息づき継承されてきた歴史・文化などに包含される貴重な観光資源であると認識しており、こうした資源も活用しながら観光誘客を進めてまいりたいと考えております。併せて、新たな核となる観光地づくりについては、頂戴しました御意見も参考にしつつ、先行する観光地の成功要因等を分析しながら進めてまいりたいと考えております。</p>
21	<p>「潜在的可能性を持つ地域資源の観光コンテンツ化に対する理解促</p>	<p>新たなスポーツ施設の設置については、多額の建築費と維持費が必</p>

	<p>進」(51 ページ) 中のスポーツに関連し、本県には3つのプロスポーツチームがあり、ホームゲームにて対戦相手のファンが来県する。県のスポーツ施設を庄内地方に設置することで観光客の分散・周遊の促進、庄内圏域の発展に貢献できるのではないか。</p> <p>また、周遊観光につながらないまでも、プロスポーツの試合会場で山形県の観光を紹介するブースを設置するなど、情報発信を行うことは考慮されているのか。</p>	<p>要となることから、整備や維持管理の手法について十分に検討する必要があると考えております。</p> <p>また、本県では令和6年度から、観光以外の目的で本県を訪れる人を対象に、年齢・性別・居住地などの属性や行動データを収集・分析し、個々人の嗜好に沿った観光情報の発信を行う実証事業を実施しております。令和7年度は新たに、県外から多くの観戦者の来場が見込まれるプロスポーツチームのホームゲームにおいて、スポーツ観戦客のデータを収集・分析のうえ、スポーツ観戦客に観光周遊を促す、より効果的な情報発信方法を検討してまいります。</p>
22	<p>「県域(国境)を越えた地域間連携・官民連携での広域周遊ルートの造成」(51 ページ) に関し、「鳥海山・飛鳥ジオパーク」、「北前船寄港地・船主集落」の取組みを強化することが広域周遊ルートの造成に資するのではないか。</p>	<p>県としましては、御意見をいただきました各資源についても、本県が世界に誇る豊かな自然や食、地域に脈々と息づき継承されてきた歴史・文化などに包含される貴重な観光資源であると認識しており、こうした資源も活用しながら観光誘客を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後、頂戴しました御意見も参考にしつつ、関係機関と連携しながら、一つのテーマで東北エリアをはじめとした広域を周遊できる魅力的なルートの開発を進めてまいりたいと考えております。</p>
23	<p>「ターゲットの属性や嗜好に基づいた国内外への情報発信の強化」(51～52 ページ) に関し、外国語による SNS での発信や海外の SNS による外国語による発信は取り組まれるのか。</p>	<p>県では英語、中国語等のホームページを設けているほか、中国語、韓国語、タイ語による SNS 発信に取り組んでおります。</p>
24	<p>本県在住の外国人による観光資源の発信として、「県内で働く外国人の方々」が山形県の魅力を世界へ発信！～Discover Yamagata 2024 Tour No.2-Imoni Party and Visit Ginzan Onsen -～」に取り組まれているようだがこのような取組みを強化していただきたい。</p>	<p>本取組みにつきましては、令和6年度は計4回のツアーを実施し、多くの在住外国人の方々に本県の魅力を発信いただいたところです。</p> <p>今後につきましても、ツアー参加者からのフィードバック等を踏まえながら、事業内容の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
25	<p>県内高等教育機関の留学生が交流する取組みとして、観光ツアーに招待して留学生間の交流に資する取組みはあるか。</p>	<p>外国人留学生や日本人学生を「やまがた留学アンバサダー」に任命し、外国人留学生を対象とした県内魅力体験バスツアーを実施して、県内の外国人留学生の交流を促進しております。</p>
26	<p>「主要空港を基点としたプロモーション・都市圏向けプロモーションの強化」(53 ページ) に関し、「成田空港や仙台空港・羽田空港な</p>	<p>県内周遊の促進に向け、県内のモデルコースを提案することに加え、インバウンド観光客は県境に関係なく、自分が興味を持った観光</p>

	<p>ど、外国人旅行者が利用する主要な入国空港から本県を繋ぐアクセスの良さについては、十分に認知されていない状況にあり、仙台空港等において国際定期便が就航している市場を中心に、本県の観光資源の魅力に加え、各空港から東北・山形へのアクセスの良さやJR東日本の外国人専用鉄道パスの活用等をセットにした情報発信やプロモーションを実施し、国内外における認知度の向上と本県への誘導を図る」としているが、具体的なモデルコースを設定して実施されるのか。</p>	<p>地を周遊しますので、隣県等とも協力しながら広域でのモデルコースも提案しインバウンドの誘致・拡大を行っております。</p>
27	<p>53 ページに「人口規模の大きい都市圏からの誘客を促進」とあるが、山形県への観光客の少ない関西以西の都市圏にも視野に入れて山形県の魅力を紹介して誘客につなげてもらいたい。</p>	<p>関西以西の国内観光客の誘客については、具体的施策中、「主要空港を基点としたプロモーション・都市圏向けプロモーションの強化」(53 ページ)において、「人口規模の大きい都市圏からの誘客を促進するため、県外事務所を活用しながら、メディアミックスによる情報発信や、交通機関・OTA 等と連携した旅行商品の造成、プロモーションを強化していきます。」としております。</p> <p>加えて、具体的施策中、「JRグループ等と連携した観光キャンペーンや各種大規模イベントに合わせたプロモーションの展開」(53～54 ページ)において、「令和7年の『やまがたフルーツ 150 周年』や『大阪・関西万博』等の大規模イベントを誘客のチャンスと捉え、農林など他部門とも連携しながら、それらを行程に組み込んだ旅行商品の造成や特別イベントの実施等による誘客を促進します。」としていくところです。</p>
28	<p>53 ページに記載のある、令和7年の「やまがたフルーツ 150 周年」は、周年として意義ある年となることから、県民の協力のもと観光客の増加に資する取組みと県民も楽しめるイベントとしていただきたい。</p>	<p>令和7年度に、「やまがたフルーツ 150 周年」の機会を捉え、フルーツを核とした観光キャンペーンを実施予定です。ポスターやパンフレット、SNS 等による重層的な情報発信のほか、大阪・関西万博でのPR、県内各地で県産フルーツを使用したスイーツを楽しんでいただく周遊企画の実施、各地域でのフルーツを活用した観光コンテンツづくりへの支援、旅行会社や交通事業者と連携した誘客促進などにより、更なる観光誘客に取り組んでまいります。</p> <p>また、さくらんぼシーズンの到来と150周年を祝う「さくらんぼメモリアルフェスタ(6月)」、様々な切り口でフルーツを楽しめる「や</p>

		<p>まがたフルーツ EXPO（8月）」など県民、観光客も楽しめるイベントの開催を予定しているほか、県内各産地を周遊するスタンプラリーも実施してまいります。</p>
29	<p>「農林水産・商工等の異分野や関係機関・地域と連携した海外向けプロモーション・魅力発信の強化」（54 ページ）は、体験型観光や山形の農林水産物の振興に繋がる取組みなので、関係事業者とも連携して取り組んでいただきたい。</p>	<p>頂戴しました御意見を踏まえつつ、農林水産分野や商工分野などの様々な分野と観光分野が一体となった海外プロモーションを展開することにより、本県が持つ多様な魅力について相乗効果を持って発信してまいりたいと考えております。</p>
30	<p>「アウトバウンドや教育旅行等を通じた相互交流の拡大」（54～55 ページ）に関し、教育旅行として海外を選択する高等学校を支援する制度や、高等学校の短期留学制度を支援する仕組みはあるのか。</p>	<p>県では、海外との双方向の交流を推進するため、新規にパスポートを取得する生徒に対して費用の一部を支援しているほか、学科や部活単位で渡航する際の費用の一部を支援する取組みを行っております。</p> <p>また、高校生が外国に留学し、取得した単位について、当該高校生が在籍する高校の卒業に必要な単位の一部として認定しています。</p> <p>さらに、国際探究科における海外研修プログラムとカリキュラム開発を支援する「国際探究科支援事業」と、高校生の短期海外留学を補助する「山形県高校生等短期留学支援事業」を行っております。</p>
31	<p>「道路交通網をはじめとする社会資本整備の促進」（55 ページ）に関し、安全運航が原則ではあるが、強風による J R 羽越本線の運休の多さや庄内空港の航空機の欠航の多さ、J R 仙山線の安定運行も課題としてあるのではないのか。</p>	<p>強風による J R 羽越本線の運休対策につきましては、J R 東日本におきまして、強風の影響を最小限に抑えるために防雪柵を設置するなどの対策を講じており、県としても、県と市町村等で構成する山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会を通して、防雪柵の増設など安全性の確保と安定性向上に向けた対策を J R 東日本に対して要望しているところです。</p> <p>また、庄内空港では、冬期間の強い北西の風や地形的な影響により乱気流を生じることがあります。航空機の安全運航を確保するため、風の発生状況を的確に把握し、即座にパイロットへ情報提供するための装置を試験運用しており、引き続き、航空機の安全運航に向け取組みを進めてまいります。</p> <p>J R 仙山線の安定運行につきましては、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会において、仙山線整備促進同盟会等と連携して、仙山</p>

		<p>線の安定輸送の確保等に向けて、J R 東日本に対して働きかけを行うなどの取組みを進めております。こうした働きかけもあって、J R 東日本においては、大雪対策や動物との衝突への対策などの輸送障害を未然に防ぐ取組み、災害時における体制整備など、安定輸送整備に向けた取組みが進められているところです。</p>
32	<p>「本県インバウンドの新たな玄関口となる新潟空港との連携強化」(56 ページ) に関し、置賜と結ぶ二次交通の要の米坂線の復旧や、庄内地方とつなぐ J R 羽越線の利用拡大に資する観光イベントを増やす必要があると思料する。</p>	<p>米坂線は、本県と新潟県とをつなぐ横軸として、全国的な鉄道ネットワークの一翼を担う大変重要な路線ですので、J R 東日本、新潟県や沿線市町村と話し合いを重ね、米坂線の復旧に向けて、一步一步着実な進展が図られるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、庄内地域には、羽越本線沿線地域を含めた広域観光の振興と羽越本線の活性化を目的とした広域観光推進団体があり、羽越本線活性化に向けた事業に取り組んでいるところです。県庄内総合支庁が事務局を担っており、羽越本線を活用した観光誘客事業により利用拡大に繋がるよう、今後も引き続き取り組むこととしております。</p>
33	<p>「A I 等デジタル技術の活用によるリアルタイムでの観光案内の充実」(59 ページ) に関し、インバウンドでの山形県に訪れる外国人観光客に対応する多言語に対応した透明なボードを使用して対面で対応できる A I の翻訳システムが、リアルタイムのスピード感とスムーズな翻訳により言葉の壁を解消するソリューションとして、実際にホテルや飲食店で使用されているようだが、このようなシステムを導入する事業所や観光施設に補助する仕組みはあるか。</p>	<p>本県では、令和 5 年度から、観光事業者（宿泊事業者、観光立寄施設等）が行う D X の推進や外国人旅行者の受入環境整備等に向けた取組みに対して助成を行っており、この助成事業において、経営効率化やサービス向上等のための各種システムの導入も対象としております。</p>
34	<p>「将来の本県観光を牽引する観光人材の確保・育成」(61 ページ) に関し、観光地域創生専攻がある高校との連携強化や、公立化する東北公益文科大学に観光に資する学科コースを設けるなどして人材育成につなぐことはできないか。</p>	<p>東北公益文科大学には、現在、6 つの専門コースがあり、その中に観光・まちづくりコースがあります。</p> <p>公立化と併せて行うこととしている機能強化については、県内高等学校、産業界、大学教育の専門家等を対象に行っているヒアリングの結果等も踏まえ、県、庄内地域 2 市 3 町、学校法人東北公益文科大学で構成する公立大学法人設立準備委員会において、具体的な検討を進</p>

		めていきます。
35	「『勘』や『経験』から脱却した、観光産業におけるデータドリブン経営の展開」(61～62 ページ) に関し、実現するための人材を育成するプログラムを構築してほしい。	<p>「『勘』や『経験』から脱却した、観光産業におけるデータドリブン経営の展開」(61～62 ページ) においては、「デジタルリテラシー向上のためのセミナーによる意識面からのアプローチも行うなど、本県観光産業におけるデータドリブン経営を実現するための取組みを進めます。」としているところです。</p> <p>また、その他の具体的施策中、「DX推進による広域連携と観光デジタル人材の育成」(61 ページ) では、「観光DXの推進のためには、各種のデジタルデータを適切に収集・分析し、マーケティングや課題解決に繋げることができるデジタル人材の存在が不可欠です。各種セミナーの開催や専門家による伴走支援等を通じて、県内における観光デジタル人材の育成を進めていきます。」としているところです。</p>
36	「環境保全や地域文化継承など持続可能性を考慮した観光コンテンツの開発」(63 ページ) については、「エコツーリズム推進法」における基本方針に基づく取組みのことを指すのか。	御指摘の箇所については、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)及び同法第4条に規定による「エコツーリズムの推進に関する基本的な方針」に基づくものではありません。
37	「障がい者や高齢者も楽しめる観光コンテンツの開発」(63 ページ) は、観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」に基づく施策か。また、「アクセシブルツーリズムの推進(年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず旅行を楽しめる環境づくり)」(65 ページ) の取組みに繋がるものか。	<p>観光庁の「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」では、認定対象施設を「宿泊施設、飲食店、観光案内所、博物館」に限定している一方、御意見をいただいた具体的施策については、当該施設以外の観光関連施設における障がい者や高齢者に配慮した環境づくりも想定しているため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」に基づく施策ではありませんが、十分な関連性は有すると考えております。</p> <p>同様に、誰もが旅行を楽しむための「アクセシブルツーリズムの推進」の取組みとも相互に関連性を有するものと考えております。</p>
38	「自然災害や感染症等に対応した、安全・安心な旅行環境の整備」(66 ページ) を行う場合は、インバウンドで来日している海外の観光客にも対応した取組みも必要であると思料する。	御意見をいただきました具体的施策においては、「外国人旅行者に対応した避難路標識等の多言語化の促進」や、「観光関連施設に対する外国人旅行者向けの安全確保策の周知等」についても取り組むこととしているところです。
39	「多言語案内表記の整備充実」(66 ページ) については、「観光立	御意見のありましたガイドラインについては、具体的に事業実施す

	<p>国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月) に沿った対応となるものか。</p> <p>また、道路標識等は「道路案内標識改善方針 (案)」(平成 25 年 9 月) にあるとおり、ローマ字表記でなく英語表記にする必要があるものと思料する。</p>	<p>る上での参考とさせていただきます。</p> <p>また、道路標識については、今後、修繕や更新が必要となった場合に、順次、「道路案内標識改善方針 (案)」に基づく表記へと修正いたします。</p>
40	<p>8 ページに「東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンを契機とした相手国・地域との国際交流が希薄化しつつあります。県内の学校や民間企業・団体等と連携し、広域での国際交流に取り組む必要があります。」とあるが、これについての対応はどのようなになるか。</p>	<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおいて、県と 14 市町が計 15 か国・地域のホストタウンに登録され、一部の自治体では現在でも相手国との交流が続いています。</p> <p>また、県では、今年度中に、山形県多文化共生推進プランを策定することとしております。本プランでは、「国際交流・国際協力の推進」を施策の柱のうちの 1 つとし、学校や、民間企業・団体等様々な主体による国際交流を促進してまいります。</p>